

- * **2.5%の年金引き下げは、高齢者の生活をさらに貧しくし、景気を後退させるから反対！**
- * **2.5%の年金引き下げで地方自治体の財政は悪化、住民の福祉を後退させるから反対！**
- * **2.5%の年金引き下げに反対し、「行政不服審査請求」で闘おう！**
- * **年金水準を引き下げ続ける「マクロ経済スライド」に絶対反対！**
- * **65歳以上のすべての高齢者に、基礎年金の国庫負担分3.3万円を支給せよ！**
- * **最低保障年金制度の創設を急げ！**

世論調査で「原発はゼロに」が70%になったと新聞が伝えています。

原発問題では、国民の意思は、方向としてははっきり示されました。政府は国民の意思を尊重し、一日も早く「原発ゼロ」へと舵を切るべきでしょう。

「原発の恐ろしさの本当のこと」「フクシマで起こった本当のこと」を、もっと勉強したいと思っています。

* 質問にお答えします。

Q, 本当に2.5%も年金が下がるのですか。

A, 法律は成立しました。

厚生年金・共済年金・国民年金の老齢年金・障害年金・遺族年金等のすべての年金が2.5%引き下げの対象です。各種福祉手当も1.7%引き下げられます。

2013年10月に1%、2014年4月に1%、2015年4月に0.5%の引き下げです。

各種福祉手当は、2013年10月に0.7%、2014年4月に0.7%、2015年4月に0.3%で計1.7%の引き下げです。

年金と福祉手当で引き下げ率が違うのは、年金は物価スライドと賃金スライドを使い、福祉手当は物価スライドのみを使うためです。

生活保護基準以下の年金等でやっと暮らしている受給者の生活が、今後どうなるか、暮らしていけるのか、深刻な事態が予想されます。

Q, 年金の受給者は何人いるのですか。

A, 一人で、いくつかの年金を重複して受給している場合があります。例えば遺族年金と老齢年金、障害年金と老齢年金、厚生年金と共済年金等を受給しているなどです。これを整理した重複のない「実年金受給者数」は3866万7千人、前年度に比べ70万5千人の増加（1.9%の増加）となっています（平成24年3月末 厚生労働省・社会保険事業年報より）。日本の人口は1億2765万人（平成24年4月1日現在）ですから、総人口の約3割が2.5%引き下げの影響を受けることになります。

Q, 年金制度がいろいろ変わったようですが、何がどう変わったのですか。

A, 変わった点を挙げます。

① 国民年金の保険料を10年分さかのぼって支払える「後納制度」が始まっています。2012年10月1日から年金事務所で受け付けが始まっています。3年以内に申し出なければならないので、早めに申し出てください。

* 10年に限定せず、全期間について後納を認めて、もっと多くの無年金者を救済して欲しいという声・保険料を払うためのローン制度が欲しいという声があります。

*「3年間の内に申し出よ」ではなく、いつでも後納できるようにして欲しいとの声があります。

② 老齢年金について、受給資格期間が25年から10年に短縮される法律が成立しました。実施年月日は2015年10月、消費税が10%になったときに実施とされています。約17万人が新たに年金を受給できるようになるとのことです。

このために必要な財源として、基礎年金の国庫負担分が新たに300億円必要とされています。

* 年金者組合は、「受給資格期間25年を短縮せよ」と長年にわたり要求してきました。

「3年後ではなく、すぐに実施すること。消費税10%増税を条件にしないこと」を要求しています。

③ 受給者が死亡したときに、未支給年金を受給できる範囲がひろがり、3親等以内の親族（甥、姪、子の妻等も）が受給できるようになりました。

法律は2012年8月10日成立（公布は8月22日）です。実施年月日は、公布の日から2年以内の政令で定める日となっており、実施年月日はまだ決っていません。

* 一定の改善です。年金者組合は、この問題についても改善を要求してきました。

④ 老齢年金は原則65歳から受給しますが、「繰り下げ」を選び、70歳まで受給を遅らせて年金額を増やす方法があります。

これまでは、70歳の誕生日を過ぎて請求すると、請求が遅れた月数の分が支払われず損をしていました。

これが改善されて、70歳にさかのぼって支払われることになりました。

* 年金者組合員は、この点でもがんばりました。審査請求、再審査請求など不服申し立てを繰り返しました。

年金相談日は、毎週、火曜日と木曜日、午前11時から午後4時までです。

電話での相談は、03-5978-2751 FAXは、03-5978-2777

[E-mail/honbu@nenkinsha-u.org](mailto:honbu@nenkinsha-u.org)

相談・質問・意見をお待ちしています。

年金相談室 阿久津嘉子